

会議録

会 議 名	第5回使用料等受益者負担適正化検討会
日 時	平成27年12月11日(金) 午前10時~12時
場 所	八王子市役所本庁舎 502 会議室
出 席 者	飯島 大邦、松井 望、小室 崇司、竹名 裕子 伊佐 浩一、大橋 由里子
事 務 局	行財政改革部長 吉徳 光男 行革推進課長 宇田川 聡 行政管理課長 田倉 洋一 行政管理課課長補佐兼主査 高嶋 秀樹 行政管理課主任 星 香代子
欠 席 者 氏 名	なし
議 題	1 施設の性質別負担割合について 2 使用料の算定について 3 手数料について
公開・非公開の別	公開
非 公 開 理 由	
傍 聴 人 の 数	なし
配 布 資 料 名	第5回使用料等受益者負担適正化検討会次第 資料1：施設の性質別負担割合 2 資料2：使用料の算定について 資料3：手数料について

会議の内容

1.開会

【座長】議事に入る前に事務局から前回の検討事項に関連して報告をお願いします。

【事務局】「東浅川保健センターの利用状況の調査」については、まだ実施されていないため、調査が終了次第報告する。

「梶田運動場・川町運動場・高倉公園運動場を、有料化した場合の費用対効果」について、梶田運動場は、現在もテニスコートの料金を徴収する管理人がいるので新たなコストは発生しない。川町運動場は、管理費削減のため、火曜日と金曜日は管理人を配置していないので、その分のコストが増加することになる。高倉公園は管理人を配置していないので、コストは増加する。結論として、少年運動場のうち、梶田運動場だけを有料化することは難しいということ。また梶田運動場などでは、利用者に草むしりなどの維持管理をいただいていることもあり、費用対効果を考え、3つの少年運動場は無料を継続としたい。

【座長】ご意見ご質問はあるか。ではそのような形でお願いします。

2.議事

議題 1 施設の性質別負担割合について

【座長】施設の性質別負担割合については、前回から継続の議題となっている。前回の
ご意見を受けて、分類の数を9から4に修正し、各分類の割合が、0%、50%、
75%という3段階になっている。事務局から説明をお願いします。

【事務局】施設の性質別負担割合について説明

【座長】2つの判断基準については、前回と同様。区切り方を2段階に変更するという
点とそれぞれの負担割合に関して、ご意見等いただきたい。

【参加者】霊園は、必要性は非常に高いが、文化や時代の変化と共に位置付けが変わって
いる。この分類とは別に考えていくべきではないか。

【参加者】目的をはっきりさせる運用基準の方が先ではないか。

【座長】今のお話を伺うと、霊園がどのような目的でサービスを提供していくのかを踏
まえた上での料金設定が必要ということなので、引き続きご検討いただきたい。

【参加者】各分類の負担割合について、必需性が高く代替性が高いものと、必需性が低く
代替性が低いものは、果たして同じ割合なのかという疑問がある。たとえ民間
施設の代替性がなくても、市民生活の必需性が低いものを、積極的に行政が提
供する必要があるのか。市民生活の必需性が高い施設は、自己負担の割合は
低くし、一方で市民生活の必需性の低いものは、負担割合を高くする。そうす
ると4パターン位になるのではないか。ⅠAが0、ⅠBは、50、ⅡAは75、
ⅡBが100とした方がすっきりするのではないか。

【事務局】他市で受益者負担を100%にしている所もあるが、基本的にはランニングコス
トの100%を負担していただくという考え。八王子市では、減価償却費をコ
ストに入れる予定なので、その意味では、必需性が低いとしても公共が設置し
たからには、一定程度は行政が負担をしなければいけないというような考え。

【参加者】その部分はよく分かるが、ⅠBとⅡAでは、価値は同じなのかという疑問。

【座 長】今の話ですと、ⅡAの所が、50%の理由というのは、公共が設置した施設だから、ある程度公共が負担する義務があるという話。それだと論拠が今一つ弱い。もともと民間施設の代替性が低いということは、民間が出ていかないということ。そこに公共が出ていくのであれば、民間と同じ基準の料金にしてもかまわないという考え方もできなくはない。

【事務局】公共として必要ということは、行政の施策として必要だから設置しているということ。それは広く税金でも負担してもらいたいという考えである。

【参加者】市民生活の必需性については、Ⅲとして受益者負担が極めて低いというカテゴリーにして、そこに分類されるのは「八王子市として特色を出すための施設」としてはどうか。

【事務局】会議室と市民センターの体育室というのは、欄外にもあるとおり、政策的目的を達成するために必要な施設としている。高い市民力は、八王子市の最大の特徴であり、今後もその特徴を最大限発揮してまちづくりを進めていきたいということで、この2つは、必需性が低い中でも25%という負担割合にして、八王子の特徴としたいと考えている。

【参加者】それは恒久的な措置ということか。特別措置であって、一定の期間は25%だけれども、標準は50%という説明が必要ではないか。時限的なものであれば、政策枠のようなものがあるのもいいと思うが、無尽蔵に広がっていくと、殆ど意味をなさなくなってしまう。

【事務局】受益者負担について、5年ごとに見直しを行う予定なので、その都度検討していければと考えている。

【座 長】「市民生活における必需性」は行政側ではなく市民の目線で、「基本計画」は行政の立場で、この枠組みとは違う視点。その意味では、基本計画上推進すべきであればそれを明記し、できれば周期を設定して、周期ごとに再検討するという仕組みを作っていくかといけない。

【事務局】無期限ではなく、一定の期限で再検討する仕組みであれば、その時々に必要な施策、必要なニーズに対応できると思う。

【座 長】他にいかがか。政策的に推進したいという部分については、見直しの時期を明記した上で、この枠組みで作っていただければと思っている。
各分類の負担割合については、特にⅠBとⅡAが同じ割合でいいかどうか、可能であれば引き続き検討していただきたい。

(2) 使用料の算定について

【事務局】使用料の算定について説明

【座 長】コストの範囲については、第1回の検討会で、「フルコストを使用料の算定基礎とする」という事務局案に対して、基本的に妥当であるというようなご意見であった。ただし、民間施設や近隣市との均衡を考えて、利用状況等、総合的に判断して料金は決定するというようなご意見もいただいた。

使用料の算定についてご意見ご質問等承りたい。

【事務局】3の「算定基準」の③というのは、市内に複数ある同様の施設を、建物ごとに

料金を変えるのではなくて、1㎡1時間当たりの金額を統一料金とすることで、広さや使用時間によって価格差は出るが、例えば会議室であればどの会議室も同じ単価にするというような考え方である。一方、②の施設ごとの単価というのは、野球場などは規模や設備にかなりの差があるので、施設ごとに算出したコストを単価として用いるという方法をとりたいという内容。

【座長】基本的には、1㎡1時間当たりの単価を建物ごとに計算して、あまりにも施設ごとに差がある場合は、3の算定基準で計算するということがか。

【事務局】たとえば会議室は、会議室が中心となる施設の1㎡1時間当たりの単価を計算して、それを市内のすべての会議室に当てはめるとのこと。

【座長】平均化して、古くても新しくても会議室はすべて同じ金額ということか。

【事務局】そのように考えている。市民センターなどは、地域にある市民センターを使うということが多く、築年数によって料金差が出ることは問題があると考えて、同じ単価を使用する。一方、野球場などは、規模や設備に差があるので平均単価にはしない。

【座長】一人当たりの料金を算定するプールは、平均単価を使うのか。

【事務局】屋外プールは2カ所で同じ料金に設定する。

【座長】一人当たりの料金を算定する場合の年間利用者数は、一年ごとに見直すのか。

【事務局】過去数年間の平均値とするか、あるいは一番高い数字にするか、庁内でも議論があった。利用者が少ない施設ほど、受益者の負担が高くなって、さらに使われなくなってしまうという可能性があるので、実績ではなく目標値にした方がよいという意見もあったが、目標値の設定というのが、非常に難しい。

【参加者】建物を建てた時の想定利用人数があるのではないかと。実績数だと使われていない施設が、さらに使われないという状態になってしまう。利用者が多いのであれば、料金を高くしてもいいのではという気もする。

【参加者】夢美術館は、高いと感じた。実績で料金を算定しているのか。

【事務局】現在の料金は、この計算式を使っていない。近郊の美術館等の金額を参考に設定している。

【座長】コストを賄うということが目標だと思うが、料金を変えてしまうと利用者数も変わってしまう。美術館や科学館では、入場者数の目標設定はしていないのか。

【事務局】所管に確認する。

【座長】目標値があって、それを区分して料金設定をどうするかと考えた方がよいのではないかと。提示された方法では、現に今の利用者がすべて賄うことになり、利用者が減る可能性もある。

【参加者】実際には近隣他市の相場や市の施策との兼ね合いから設定されるのではないかと。

【事務局】現状はそうだと思うが、今後はこの計算式に当てはめて設定する。

【座長】年間コストを利用者数で割るということは、利用者一人当たりがどれだけの便益を得ているかを計ることはできる。しかし、それを即料金設定に使ってしまうと、コストを賄えるような料金設定となるかどうか全く分からない。

【参加者】会議室の貸出について、もっと枠を細かく設定して単価を上げれば、利用者が増えて収益も上がるのではないかと。

【事務局】 その場合、料金体系が複雑になるので、実際の運用として、どの程度徴収業務の増加に対応できるかという問題がある。

【参加者】 貸出面積にはトイレや更衣室は含まないのか。

【事務局】 それらの部屋が貸出する施設に付属して利用されているということであれば、貸出面積に含める方向で考えたい。

【座 長】 他の自治体では、共用部分は共用部分で、按分して各部屋の料金に上乗せしているところもある。もう少し検討する余地がある。

曜日・時間帯別料金については効率性、市外料金については、公平性を担保するという考え方か。

【事務局】 公共施設は一定程度税金で負担をしているので、税を払っていない方には相應の市外料金を設定した方が良いという考え方。

【参加者】 曜日・時間帯別料金は理解できるが、市外料金は果たして公正なのか。例えば、立川市民が八王子市のプールを利用しても市外料金は無いのに、八王子市民が立川市のプールを利用すると市外料金があるということだと公正ではない。

【事務局】 広域連携という観点で見ると、近隣市が市外料金を設定していなければ八王子市も設定しないということはすべきだと思う。

【参加者】 相互に協定を結んで価格設定を標準化した方が良いとは思いますが、やはり市民優先だと思う。今も予約上は優遇されているが、やはり負担が重要。税負担をしていない市外利用者にはそれなりの負担を求め、負担面で市民を優遇しても良いと思う。

【事務局】 実際に市外料金の設定が適用されるのは個人利用の場合が想定される。施設の数は限られるので、その中で近隣自治体とのバランスを考えて設定したい。

【参加者】 図書館は近隣市で提携しているので日野市の図書館を利用しているが、非常に便利だと感じている。市境に住んでいる立場からすると、広域連携をもう少し幅広く考えた方が良いのではないかと思う。実態に合った広域連携を積極的に進めるような料金設定としていただきたい。

【座 長】 市外料金の設定は、公平性などの基準もあるが、あまり使われていない施設があればその施設を使ってもらおうという、効率性の観点もあると思う。

論点としては、共用部分を貸出面積に含めるかどうか、年間利用者数をどう捉えるかなど、いくつか出たご意見を踏まえてもう少し検討していただきたい。

【参加者】 全体の印象として、実際の使用料が本当にこれらの算定方式によるのかという疑問を持つ。“基本とする算定方式”はあくまでも基本で、それ以外にも行政目的などの観点から調整が加わるということは、別途明記しておく必要がある。

【座 長】 実際に料金設定をする際は、そこに具体的な要素が加わるということは明記した方が良い。後々「裁量的に決めた」と不信感を持たれることがないように記載をご検討いただきたい。

(3)手数料について

【事務局】 手数料について説明

【参加者】 積み上げ算定方式は、実際のところ正確なコストは出せないし、それらのデー

夕をまとめる作業自体にも莫大な手間とコストがかかる。例えば、戸籍法に規定する証明手数料は法律で決まっているので、それを基準に、手間や時間によって算定する方が実情に合っている。

【座長】取扱件数が毎年変動するのであれば細かくコスト計算をする意味もあるが、ある程度安定しているのであれば、大まかでも良いのではないか。

【事務局】基本的に20%程度の幅はあるとしても、ある程度安定している。中核市移行に伴う事務は、今年度は多いかもしれないが来年度以降は落ち着くと考えられる。法定の事務は非常に限られているので、それを基に全ての手数料の金額を定めるということは難しい。

【参加者】国が定める手数料の標準はあくまでも全国的な標準値なので、それが八王子の基準として適当なのかどうかはもう少し慎重になった方が良いと思う。そう考えると、標準的な人件費で算定した方がより現実に近いのではないか。

【事務局】今までは当該事務を取り扱う全ての課でコスト計算をしていたが、最も取扱件数が多くて経費が安くなっているところに揃えるという方法もあると思う。

【参加者】人件費は正規職員の基準か。

【事務局】実際に携わる職員の職種（正規職員、臨時職員など）の基準額で計算する。

【参加者】窓口対応は臨時職員で実際に発行するのは正規職員という場合も、きちんと計算されるのか

【事務局】プロセスごとに計算する。

【参加者】自治体によっては、人件費を含めていないところもある。

【参加者】まずはそれぞれの計算式で算定するべきだと思う。その結果、他市とかけ離れている部分があるとすれば、事務効率の改善やシステムの改善が必要とか、そういう方向に発展していくことも含めて考えた方が良いのではないか。

【事務局】その意味でも、最も事務効率化が進んでいる課のコストで算定したい。

【参加者】「行政の根幹を成す基本的なサービス」という視点なしに料金が決まる考え方は正しいとは思えない。それらの行政サービスは、いわゆるプールの使用料などとは違うので、あまりコストを積み上げていくという考え方で縛るべきではないと思う。

【事務局】自治法上も「行政上必要な事務について、手数料は徴収できない」と明記されており、基本的なサービスについては手数料を徴収しない。証明書の発行や図面の閲覧などは、特定の人が便益を受けるので、その分の料金は受益者に負担してもらうというのが手数料の基本的な考え方。そういう意味で、手数料は100%受益者の負担が良いと考えている。

【参加者】例えば、土地図面閲覧手数料などは建築業者や開発業者が商行為のために閲覧するケースが多い。つまり、特定の企業の便益の事務なので、それによって本来業務が中断されることを考えると、きちんとコストを料金に反映して設定するのが妥当だと思う。

【参加者】“特定の者に提供する役務”ということについては理解した。ただ、市民が個人レベルで申請するものと、商行為目的の閲覧手数料や許可・登録申請手数料とでは、性格がかなり異なる。個人的には市民生活に必要な証明書の類は基本的

な行政サービスとして無料であって良いと考えている。全てを“特定の者”とすることには異論がある。

【座長】基本的にコストを積み上げるということに関しては、全員が賛成ではないが、コストを積み上げる場合も、なるべく簡素化するなど手間をかけすぎない工夫は必要と思われる。もう1つは、ご提案にあったように法定の金額を活用していくというパターンもある。また、ひと口に手数料と言っても性質が違うというご意見があったので、可能であればそのあたりも考慮に入れて検討していただきたい。

それでは本日の検討会を終了とする。ありがとうございました。

3.閉会